

計量法（平成４年法律第５１号）第１３５条第２項の規定に基づき、同項第１号の特定標準器による校正等を行う者、同項第２号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第３号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように公示する。

令和６年６月２１日

計量法第１３５条第２項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の表

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	陰イオン界面活性剤５種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム及びテトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの各濃度が０．１グラム毎リットルのもの	陰イオン界面活性剤５種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの